

公

告

このたび釧路市の一部を受益地域とする土地改良（阿寒釧路地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの（、又はこの受益地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用及び収益している者）でその農用地（又は農用地以外の土地）につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和7年10月28日までに釧路市農業委員会に申し出てください。

令和7年10月17日

釧路市阿寒町西徹別38線23番地3

大西 博

釧路市阿寒町中仁々志別211番地20

齊藤 伸一

釧路市阿寒町東栄128番地22

鈴木 真悟

記

- 1 土地改良事業計画概要書
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面
- 3 その他